

飲食店営業者のみなさまへ

平成 27 年 6 月 12 日から、生食用として豚肉や
豚の内臓（レバーなど） の販売・提供が禁止されました。

ポイント

以下のことを遵守して下さい。

(遵守しなければ法律の罰則対象となります！)



- ✓ 豚肉や豚内臓は、『加熱用』として提供しなければなりません。
 - ◇ 『生食用』『刺身』として豚肉や豚内臓の提供はできません。
- ✓ 加熱されていない豚肉や豚内臓を提供する際には、その中心部まで十分な加熱が必要であることをメニューに記載するなどの対応が必要となります。
 - ◇ 例えば、「加熱用であること」「調理の際に中心部まで加熱する必要があること」「食中毒の危険性があるため生で食べられないこと」などを掲示するなどして、消費者に情報提供して下さい。
- ✓ 豚肉や豚内臓を調理し、提供する場合は、中心部まで十分に加熱しなければなりません。

63°Cで 30 分間以上加熱するかこれと同等(75°Cで 1 分間)以上。目安は豚肉の中心部の色が白っぽく変化することです。



奈良県・保健所